

第 56 回 (2011 年)

問 1 使用の許可に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。なお、セシウム 137 の下限数量は 10 キロベクレル、コバルト 60 の下限数量は 100 キロベクレルであり、かつ、それぞれの濃度は、文部科学大臣の定める濃度を超えるものとする。

- A 1 個当たりの数量が、10 メガベクレルの密封されたセシウム 137 を装備したレベル計を 3 台及び 1 個当たりの数量が、100 メガベクレルの密封されたコバルト 60 を装備した密度計を 1 台使用しようとする者は、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
- B 1 個当たりの数量が、10 メガベクレルの密封されたセシウム 137 を装備した校正用線源及び放射線発生装置を使用しようとする者は、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
- C 1 個当たりの数量が、100 メガベクレルの密封されたセシウム 137 を装備した校正用線源を 1 個のみ使用しようとする者は、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
- D 1 個当たりの数量が、100 メガベクレルの密封されたコバルト 60 を 3 個で 1 組として装備し、その 1 組をもって照射する機構を有するレベル計 1 台のみを使用しようとする者は、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

1 ABC のみ 2 AB のみ 3 AD のみ 4 CD のみ ⑤ BCD のみ

問 3 許可又は届出の手続きに関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 下限数量を超える密封されていない放射性同位元素を使用しようとする者は、工場又は事業所ごとに、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
- B 放射線発生装置のみを業として販売しようとする者は、販売所ごとに、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
- C 表示付認証機器のみを認証条件に従って使用しようとする者は、工場又は事業所ごとに、かつ、認証番号が同じ表示付認証機器ごとに、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
- D 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を業として廃棄しようとする者は、廃棄事業所ごとに、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

1 ABC のみ 2 AB のみ ③ AD のみ 4 CD のみ 5 BCD のみ

問 4 次のうち、放射性同位元素を業として販売しようとする者（表示付特定認証機器を業として販売する者を除く。）が届出を行おうとするときに、届書に添えなければならない書類として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射線障害を防止するために講ずる措置を記載した書面
- B 販売の業を適確に遂行するに足る経理的基礎を有することを明らかにする書面
- C 予定事業開始時期、予定事業期間及び放射性同位元素の種類ごとの年間販売予定数量（予定事業期間が 1 年に満たない場合にあつては、その期間の販売予定数量）を記載した書面
- D 法人にあつては、登記事項証明書

1 ABC のみ 2 AB のみ 3 AD のみ ④ CD のみ 5 BCD のみ

問 12 密封された放射性同位元素のみの使用をする特定許可使用者が受けなければならない定期検査の期間として、放射線障害防止法上定められているものはどれか。

- 1 設置時施設検査に合格した日又は前回の定期検査を受けた日から 3 年以内
- ② 設置時施設検査に合格した日又は前回の定期検査を受けた日から 5 年以内
- 3 前回の定期検査を受けた日から 2 年以内
- 4 設置時施設検査に合格した日から 1 年以内
- 5 設置時施設検査に合格した日から 2 年以内